

必読

暮らしの法律ナビ

No.66 成年年齢引下げ法の成立

民法の成年年齢を引き下げる法律が6月に国会で成立した。概要は次のとおりである。①成年年齢↓18才をもって成年とする。18才で未成年者の取消権がなくなる。②婚姻年齢↓18才にならない。女性に16才から18才となった。③養親となる者の年齢↓20才に達した者は、養親とすることができる。成年から20才に改めた。④この法律の施行日は平成34年4月1日である。

国会の付帯決議で政府に対し施行日まで配慮すべき事が決議された。①2年以内に年齢引下げ

による消費者被害の拡大を防止する法を整備する。②貸金業法その他業法における業者に対する消費者保護の規制の強化を図ること等、その他消費者保護の施策を実行する目標が決議されている。18才で成年となる時期が4年後となったのに、消費者保護政策は、未だ始まっていない状況である。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>